

〔資料紹介〕

加越における浦上キリシタン流配事件の史実(統)

The Historical Facts concerning the Case of Uragami-Christians  
exiled to the Provinces of Kaga and Etchu (continued)

森山 誠 一  
Seichi Moriyama

〈目次〉

- はじめに
- 史料 一 「耶蘇之徒教諭大事件」(松本白華)
- 史料 二 「白華備忘録」(松本白華)
- 史料 三 経費負担の記事(石川県史料)
- 史料 四 「富山事件備忘録」(松本白華)

はじめに

前稿『金沢星稜大学論集』第36巻3号、二〇〇三年三月)では、未刊の「恭敏公日記」(金沢藩知事・前田慶寧の政務日誌「御手留抄」)や、刊行されてはいるが利用の不十分な石川県史料・日本外交文書の関係箇所を中心に史料紹介したが、本稿では、金沢・富山に流配された浦上キリシタンの「教諭」(棄教・改心説諭)を担当した浄土真宗僧侶のひとり松本白華(松任・本誓寺住職)が同時期に備忘録として書き残した手記―これ自体は七十年ほど前に活字化されたり、紹介されたことがあるが、現在入手困難で、ほとんど忘れられている―を中心に紹介する。

〔史料一〕松本厳護(白華)「耶蘇之徒教諭大事件」より

―原本は、表題に「露珠閣叢書第三編」とあり、脇題に「形勢新聞」とある。紹介箇所は、この中の一部分である。

―原本を所蔵する「白華文庫」(石川県松任市、本誓寺)は、現在、松任市立学習センター(図書館)に移管され、整理中。

―本稿の底本は、『明治仏教全集』第八巻(春陽堂、昭和十年二月刊)に収録された刊本を補正して使用。―原本が未整理中のため―

( )内は白華の原注。番号注や「」内は引用者・森山のもの。句読点等は適宜に追加・変更した。

①金沢への第二陣―四百十一人(船中の新生児一人を含む)の動向―後発・先着―所口(七尾)上陸―金沢到着まで―(十二月十二日―同月二十二日)

(注) 第一陣は、瀬戸内・大坂経由で運ばれた。前稿参照。

◇「明治二年己巳十二月十二日、能州所口(注1)ニ猶龍丸(船ノ名)―船主ハ高指莊助(注2)(元執筆、長崎美国指行合)―、昨年(注3)十二月崎陽出帆、肥前西伯着(彼杵)之邪宗徒、此度、巫人教師(英字名失)同船着(注4)。直様、大属ヨリ所口寺院東派長福寺始十一ヶ寺(注5)、西派光徳寺等四ヶ寺(注6)、浄土宗西光院(注7)借揚、旅宿被申渡處、長福寺始御請難致趣意、重キ罪人萬一立入候者<sup>え</sup>伝染有之候ハバ申訳難立、依而、手錠付ニテ御渡被下勤番被仰渡候ハバ御請可申、此儘御請難致段申上。大属云、御請無之候而、他日御答不苦哉。長福等云、何様被仰渡候共ト云云。然上ハ御請難致書付ヲ以御達可申被仰渡ト云。依而書附指し出候由。西派御請致シ候處、所口<sup>え</sup>二里有之武部村(七十軒斗有之、光徳寺門徒)百姓聞附、光徳寺<sup>え</sup>駈附、邪宗之宿、寺請不得其意趣ニテ、竹鎗持参話懸候ニ付、役僧仰天、大属<sup>え</sup>相達候所、一旦御請候上、役僧ヨリ説諭可致、無左てハ御用支ト云云。然處、門戸相閉事ニ寄候得共、役所ニモ乱妨ニ可及景色ニテ、無據、西光院外ニ大黒屋何某(石灰商人)之納屋<sup>え</sup>相収メ候由。惣計四百人斗。右變動ニ付、巫人恐怖上陸不致候由。但、男子ヨリ女子多分。昨年(明治二年)召捕候儘之衣服ニテ、甚粗悪之由、稍絹布着用貳人。朝ハ粥、晝ハみそ汁、夜分香之物、七日目ニ一度鹽肴。三十日目ニ一度湯浴<sup>え</sup>被仰渡。然處、弥人氣騒々敷、急ニ二十一日二十二日ニ金沢<sup>え</sup>罷越、湯ぎ屋ニテ揚屋被仰附。



②「二十日能州郡治局蝕云、能州高松光専寺（注）参ル。／右、今般異宗徒、金沢罷越候由、二十日泊不都合無之可申談旨、郡治局ヨリ瑞泉寺<sup>え</sup>申来候事。

／但、願念寺老院見聞。」（『明治仏教全集』第八巻、四五八頁）

（注）「光専寺」は、現・河北郡高松町高松に現存。

なお、高松宿泊につき、宇ノ気町林勇治家文書「御用留」によると「送還に使用した助郷人足二七六人、その余荷銭が三三一貫二〇〇文、徒刑人とりしまりの役人の宿料及び日当を合せて合計銀四四四貫六〇〇文の費用が使われており、これを高松宿は駅通方に請求している。」という。（若林喜三郎・池田利彦「明治三年―近代津幡の夜明け―」『津幡町史』第二編「個別研究五」、三三三頁参照。

③第一陣の「松任」通行―百十三人（大坂にて脱走の一人を除く）―先発・遅着。

―明治二年十二月二十六日付、松本白華（松任・本誓寺）のメモ―

「右肥前浦上等異宗之者、越前敦賀着、百人斗松任通行、其中手錠等有之、中飯榊屋等之旅籠屋にて致候事。」（『明治仏教全集』第八巻、四五八頁）

④金沢にて。―明治二年十二月廿三日―大晦日まで―

―松本嚴護（白華）「耶蘇之徒教諭大事件」（『明治仏教全集』第八巻）

―ただし、（ ）内は原本のまま。句読点等や改行を示す「／」、補足を示す「（ ）

内は引用者。月日順に配列変更。

◇「二十三日、徒刑方書状左。／卯辰山徒刑方<sup>え</sup>

昨日別「到」着致し候者之内、夜前病死致候間、撫育人死去之振ニ被仰渡候間、追而御渡候振を以、御葬被成様いたし度。尤以後病人有之候節ハ、時々可及御案内候條、左様御承知之様致度候。以上。／十二月二十三日／徒罰方」（四五八―四五九頁）

◇「今二十三日、東山在留之異宗之徒病死、葬方、從來御小屋物葬方主附西源寺<sup>え</sup>被仰渡、指向候處、佛祭不受、徒罰方ヨリ種々応復致シ候へ共、不承引ニテ、西源寺引取候旨、……」（四五八頁）

（注）「西源寺」は、卯辰山の麓の観音町（現・金沢市東山一丁目）にある東派

（大谷派）の寺である。「御小屋」は、加賀藩の貧民收容救済施設（藩末に「撫育所」と改称され、笠舞から卯辰山に移設された）のことである。

◇金沢藩の市政局より。「西源寺（あて）／右今般異宗徒御預けニ相成候向者、追々教諭相加<sup>え</sup>、良民ニ復し可申儀ニ付、右教諭方申渡候條、尽力可致教諭事／已十二月二十五日／市政局」（四五九頁）

◇「依而二十六日、右異宗徒説諭方被仰渡候節、西源寺首役難勤、本誓寺加談致度願出、瑞泉寺主示談取斗候旨、拙僧（本誓寺の松本白華）如何心得候哉、瑞泉寺<sup>え</sup>申出候様相談候處、拙僧云、何分引受盡力可致申候而、明達寺ヲ以、瑞泉寺主<sup>え</sup>申入、又候願念寺隱居伯父<sup>え</sup>示談意見申述候事。／二十九日、攝光院御見立申上、其夜、福念寺にて会議之上、致風（常福寺の僧侶）同道相約候。」（四五八頁）

（注）「瑞泉寺」は、現・金沢市白菊町にある大谷派の寺。当時、「頭寺」。

「明達寺」は、松任の北安田にある大谷派の寺。明烏敏の寺として有名。

「願念寺」は、大谷派の寺で、金沢と松任にある（兄弟寺である）が、こ

こでは、松任（東新町）のそれであろう。

「福念寺」は、大谷派の寺で、金沢市芳齊二丁目にある。

「常福寺」は、大谷派の寺で、金沢市小將町にある。北方心泉の寺。

◇「瑞泉寺／右（市政局から異宗徒教諭の指令）到来之由にて、西源寺被呼立、瑞泉寺主云、今般誠ニ重担之任、壹役可被勤ト。西源寺即刻、拙僧（白華）、超願寺選挙、然處、三箇寺各々示談左之通。

本誓寺 誓入寺 常福寺致風 福念寺 光徳寺 超願寺 蓮福寺 永順寺舜台 誓入寺智由。／此内達人ハ光徳寺、超願寺（但類役ト相願）、

今般異宗之徒教諭方、西源寺<sup>え</sup>被仰渡奉得其意候。然處、壹人にて教諭行届兼候間、別紙御達之名前之者<sup>え</sup>、類役被仰渡様仕度奉願上候様、西源寺相願候様、此段御聞届可被成下度奉願候。敬具。

十二月二十七日 瑞泉寺

市政局

（注）「超願寺」は、現・金沢市額新町にある大谷派の寺。

「誓入寺」は、現・金沢市二日市町にある大谷派の寺。

」（四五九頁）

「光徳寺」は、現・金沢市玉川町にある大谷派の寺。

「蓮福寺」は、現・金沢市浅野町にある大谷派の寺。（稿本・金沢市史）

「永順寺」は、現・金沢市浅野町にある大谷派の寺。石川舜台の出身寺。

◇「然處、市政局答ニ、先、西源寺并西末寺門西照（勝）寺も同様申渡候間、兩人にて尽力之上改心不致候ハ、其上御詮議可有之候事ト云云。依而、西照（勝）寺<sup>え</sup>為打合候得共、親敷示談難調ト云々。拙僧（松本白華）写本（耶穌白状）、相渡。屯集為致候而者、教諭致し難旨等相示、同人印可相携、善福寺ヲ訪、種々内談、其上、西勝寺兩人ニ面会、種々相談候處、西勝寺義、昨日、内藤（誠）大属ニ引合候旨、帰スル所如左。

来月五日、西勝寺・西源寺・拙僧、為打合人撰之上、二拾人斗預リ可申事約定。宿所西湖蘆處。」（四五九〜四六〇頁）

（注）「西照寺」という名称の寺は、小松や能登・越中にあることはあるが、ここでは、金沢にある「西勝寺」の誤記か、翻刻誤読と思われる。

「西勝寺」は、金沢西別院に近い五宝町（現・金沢市瓢箪町）にある西派（本派）の寺である。

◇「今般之掛り役

書吏 法船寺町之家、長町二番町ヨリ出口 三好 彌右（左）衛門 内藤（誠）市政大属

同 断 小立野公事場町 中村 銀次郎 元長尾八之門家来、巳八月（二？）建白候人（注）

留書 法船寺町 上田 甚五郎 藤江 長蔵

同 馬場六番町 町附組 藤江 長蔵

同 奥？付 森下町 高岡屋 喜六 横目肝煎・当時才子

同 卯辰山 御影町 谷屋 友次郎

同 大衆免中通り辺 宮腰屋次右衛門

同 観音阪下 三池屋吉郎左衛門

同 養生所手前 越中屋喜兵衛

同 浦初川原稻荷通 直江 権蔵

同 新町 金津屋宗次郎（四六〇頁）

（注）若林喜三郎著『加賀藩農政史の研究』下巻・資料参照のこと。

（参考）「先祖由緒并一類附帳」より。一年齢は明治三年現在の数え年。

内藤（誠左衛門↓誠）、五二歳。百五十石。卯辰山開拓・養生所の主付を勤め、明治二年十月、金沢藩大属、會計掛・市政掛など。

三好弥左衛門（保弘）、三十歳。五人扶持。明治二年十二月九日、市政掛。

中村銀次郎 三十歳。十九俵。足軽。捕方留書より、同右。

上田甚五郎 三七歳。十八俵。割場付足軽。市政局等外書吏。

藤江長蔵 二八歳。十八俵。割場付足軽。市政局留書。卒族。

撫育所兼帯。卒族。

◇「西勝寺話、今般之主意、町在之人気鎮撫ノ為、毀佛排釋ノ評判ヲ消ス、敢テ良民ニ仕立候尽力ノ意味薄、尤教諭候共、六ヶ布見込、内藤大属直話。邪徒ノ主長ハ浦上村長（重）次郎（注）と云モノ、教師ノ由。○西源寺ト示談、頭寺ノ手ヲ経ズ、直ニ市政引合ノ願、草稿出来。……」（四六〇頁）

（注）「長次郎」は、「重次郎」の誤記か、翻刻誤読と思われる。重次郎については、後出。

なお、塚田信寿「浦上切支丹重次郎の改心と改心戻し」（『日本歴史』二五一号、一九六九年四月号）をも参照のこと。

◇「瑞泉寺主引合。／談判数刻。西源寺書附、拙僧（松本白華）認之。

今般異宗徒御預ニ相成候而者、良民ニ復シ可申様尽力教諭可致旨被仰渡、右

事件ニ付至急御達可申趣も可有御座、然處、御頭寺を経候而者、遅々ニ相成

可申候間、直様拙僧ヨリ市政局<sup>え</sup>御達申上度奉存候。此段御取計宜御達御座

候様仕度奉願上候。以上。

巳十二月晦日 観音町 西源寺 ○但印紙一枚御坊ニテ受取事

専光寺 善福寺 瑞泉寺

右相達候得共、役所仕舞ノ由、正月四日御渡之事ニ相約シ、一書ヲ認置、西源寺

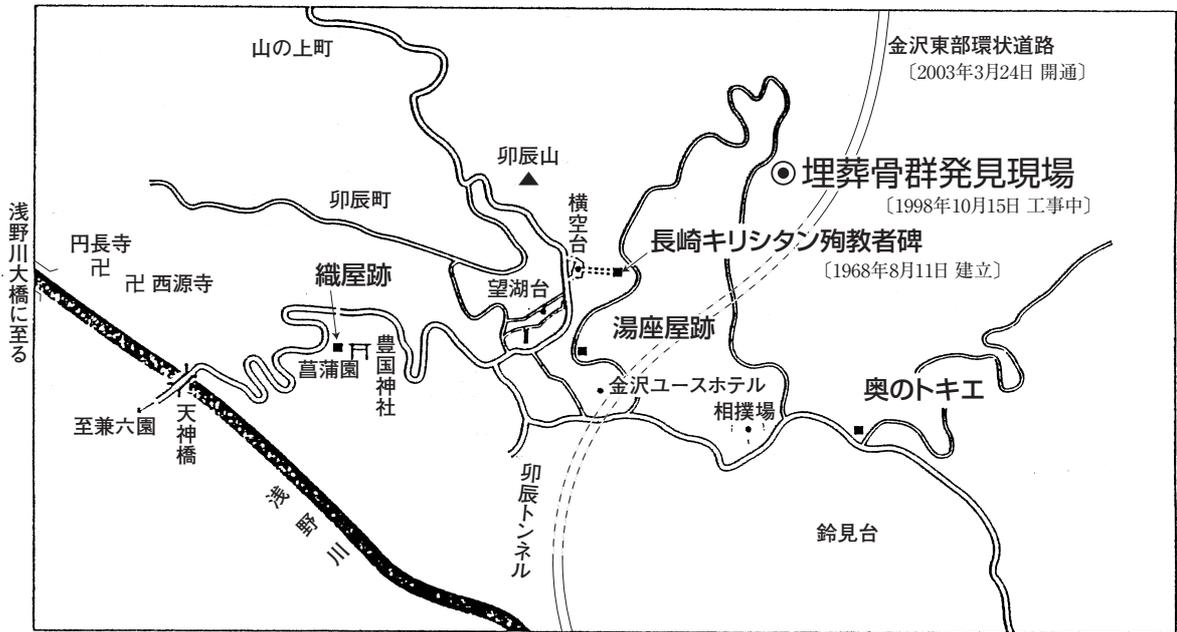
<sup>え</sup>達呉候様頼置候。」（四六一頁）

（注）「専光寺」は、現・金沢市本町にある大谷派の寺。当時、「頭寺」。

「善福寺」は、現・金沢市橋場町にある大谷派の寺。当時、「頭寺」。

藩の役所は、十二月二十八日から正月三日まで定休日であったようだ。

卯辰山概略図(金沢市)



浦上キリシタン収容場所(織屋跡・湯座屋跡)と埋葬骨群発見現場

〔史料二〕松本白華自筆の備忘録(原本無題。松任・本誓寺・白華文庫蔵)より抄録―

―原本を所蔵する「白華文庫」は、現在、松任市立学習センター(図書館)に移管され、整理中。  
 ―底本は、『松本白華備忘録』(大谷大学国史研究会翻刻、昭和八年二月刊)を使用。

―配列を月日順に変更。句読点や改行も、適宜に補正した。  
 ―塚田信寿「浦上切支丹重次郎の改心と改心戻し」(『日本歴史』二五一号、一九六九年四月号)をも参照。

① 明治三年正月

「今度、異宗之者教諭方被仰附候ニ付、當十四日十五日兩日之内九時過御教諭仕度候間、御締所近辺、西勝寺学寮へ向五七人斗御指出御座候様仕度候。右御指支無御座候哉、御伺申上候。以上。

西勝寺 西勝寺  
 西源寺 西源寺

市政局

右、圓長寺・超願寺・余〔松本白華〕、及致撰拳之事 〔二二三〜二四頁〕  
 (注)「圓長寺」は、大谷派の寺で、現・金沢市東山一丁目にある。

② 明治三年正月十四日

「異宗徒教諭 初会 明治三年正月十四日

西勝寺 西源寺 副 圓長寺

何レモ始メテ対面、寒中寒サノ折柄太義ニ存スル。偕、今般其方達、御当藩へ御預ケニ相成タニ付テ厚ク御教諭ヲ加へ本心ニ立戻リ良民ニ相成様力ヲ盡メ教諭セヨトアル上ノ御沙汰ニ付テ、今日ヨリ教諭ニ及フ。

全体、其方達カ信シテオル天主教〔カトリック教〕ト云ハ、天文年中、入満〔イルマン〕、破天連〔パテレン〕杯ト云教師カ渡テ、一旦其法門ヲ開タナレ共、当日本

ノ御政事ニ容易ナラサル妨カアルニ付テ太閤様ノ御時代ニハ嚴ヒ御制禁ト相成テ、信之者ハ死刑ニ被仰附、其後、徳川家康公ノ御時代ト成テハ、根ヲ断テ葉ヲ枯スト云程ノ御吟味テ、一端〔旦〕改心致シタ転ヒノ迄御穿鑿ヲ成レ、孫子ノ末迄嚴ヒ御調理ニ相成テ、悉ク其宗ヲ信仰スル者ハ磔ニマテ御カケ成サレタ程ノ事チヤ。

今、其方達モ其宗門ヲ信スルコトナレハ以前ノ様ニ極刑ニモ仰付ラル、答ナレト、今度ハ王政御一新ト申テ、王様カ直々日本中ノ政事ヲ御取成サル、事故、天子ハ萬人ノ父母ト申テ、日本中ニ生レタ者不殘、王様カ我子ヂヤト仰ラル、。其子カ不法悪行ヲ犯シタトテ、切ルノ殺スノト云ハ餘リ不便〔憫〕ナ事チヤ。ドウゾ教誡ヲ加ヘテ直〔真〕ノ人間ニ仕度トアル思召カラ、今度其方達モ命ヲトラズニ、ケ様ニ諸藩へ御預ケニ相成タコトヂヤ。シテ見レハ稀ノ命ヲ拾フタト申スモノ、難有思ハネハナラヌ。

僭、其御預ナ〔サ〕レタ当国ノ御殿様、只今テハ知事様ト申サネハナラヌ、其知事様カ又深ヒ御慈悲テ、可愛ヤ住馴レタ國處ヲ追払ハレ見スシラスノ遠國へ來テ、而〔モ〕山中谷間ニ押込ラレ、足アリ乍ラ出アルキモナラス、目ヲ持乍ラ見度所モ見ラレス、定テ不自由ニアラフ、難義スルコトテアラフ、云何ニモ不便ナモノチヤ、何卒教諭ヲ加ヘテ改心ヲ致シタナラハ我國ノ百姓ニ仕立度チヤトアル御慈悲カラ、今日ノ御教諭ニ相成タ事チヤ。銘々共カ、スイテ好シテ教化ヲスルノテハナイソ。何レモ難有聞カネハナラヌ。

元來、是迄広ク道ヲ聞ヌカラ脇道ヲ踏ムノチヤ。広ヒ世界ニ神道ト云道モアリ、儒道ト云道モアル、佛道ト云道モアル。此ノ三ノ道ハ、天下ノ大道往還テ、誰憚カラズ大手ヲ振テ通ラル、道チヤ。其二其方達ノ信シテオル教ヘハ、道テモナイ田ノ畦ヲ伝フヤウナ危イ處ヲ歩クニ付テ、天下ノ大道へ引出シテヤレト云何レチヤ。夫ト云カ外ノ道ヲ聞ヌ故チヤ。丁度、子供カ菓子ト云ヘハ飴菓子ヨリ外ニ甘イモノハナイ様ニ思テオレト、段々成人スルト、饅頭ヤ蒸菓子、有平糖ト云様ナ上品ナ菓子ノ味ヲ覚ヘルト、例ノ飴菓子ヲ手ニモトラヌ様ニナル。其方達モ今、佛道ニ入テ其味ヲ知ルト邪宗門ハ信セヨト云テモ信セヌ様ニナル。

先、其邪宗ノ邪タルコトヲ知り、日本ノ教ヘニ合ヌ事ヲヨク會得セネハナラヌ。第一、耶穌宗テ大切ニスル書物ト云ハ兩約全書ト申シテ六十六卷アルチヤ。其書タ處ヲ見レハ、今カラ七千年程先ニ独一真神天主ト云カ顕レテ、此世界ヲ六日ノ間ニ造

リ上ケタ。七日目ニ何モ角モ調ヘテ安心シテ休ンタ、安息日ト云。ソコテ先、人間ヲ天主カ拵ヘタト云。始リカ土クレヲコネテ男女ノ形ヲ拵ヘ、其土人形ニ天主ガ息ヲ吹込シタレハ俄ニ生テ働ク人間トナリタトアル。其一人ヲ亞當〔アダム〕、耶和華〔ヤハウェ（エホバ）〕（注）ト名付テ、是カ人間ノ種子チヤト云テアル。是カ先以テ日本ノ教ニ合ヌ。七千年以前ニ世界カ始テ出来タト云ヘハ、日本ノ系譜ニ合シテ、逆立テ日本ノ立始リヲ云ヘハ、七千年昔ハ鵜萱葺不合尊ノ時代ニ当ルチヤ。夫カラ逆上テ日本ノ立始ヲ云ヘハ、何億何萬何千年先ニ此日本ハ出来テアル。尔レハ天主ノ御世話テ出来タ人間ハ、一人モナイ。勿体ナクモ日本ノ天子ハ、生タ神様チヤ。其王様ヤ御大名カ残ラス土人形ノ種子チヤ拵トハ、アラフ事テハナヒ。コレカ先、日本ノ教ヘニ合ヌ一ツヂヤ。

〔注〕漢訳聖書の誤訳に由来する誤伝。正しくは、エバ（イブ）。

又十誡ト云モノヲ建テ、其ノ初カ他ノ偶像ヲ拜スルコトナカレト云テアル。神モ佛モ拜ムニ及ハヌ、先祖ヤ親ノ位牌モ拜スルニ及ハヌト云事チヤ。

此時、重次郎云ク、左様ノ教テハ御座ラヌ、親モ先祖モ大切ニセネハナラヌ御教ヘテ御座ル。

成程、夫テハ本文ニ書テアル教ヘトハ異フ。定テ耶穌坊主カ拵指ヲシテ教ヘルトミヘル。夫ナレハ、何レ天子様モ我親モ拜ムテ有フ、尤ナ事チヤ。影形カ見ヘテサヘ天子ノ御座所向テ御歴々方カ遙拜ト申シテ陰拜シテ成サル、程ノ事チヤ。ソフナケレネハナラヌ答ジヤ。

ソコテ其次ニ君臣戒ト云カ建テ、アル。夫ヲ見ルト、此世ノ君ハ小君ト云テ仮リノ君テ、天主ト云カ大君ト云テ真ノ君ト云テアル。是テ見ルト、此世ノ天子ニ背ヒテモ大事ナイ、天子〔主？〕ノ仰セニサヘ背カネハヨイト云教ヘチヤ。シテ見ルト、主ノ首取テモ、親ノ首取テモ、真ノ天主ノ心ニサヘ叶ヘハヨイト云事チ〔ヤ〕。

此時、重次郎云、左様ナ王様ヲ疎ニイタス様ナ教テハ御座ラヌ。王様ハ御大切ナコトチヤト心得テオリマス。

成程、尤ノ事チヤ。夫ナレハ此節ハ萬國通商ト云テ亜墨モ英モ日本ト和親ヲ結ンテ相互ニ交易ハシテオレト、マカリ違フテ和親カ破レルト異人共カ日本ヲ責マイモノテモナイ。其時ハ其方達ハトチラノ味方ヲスルソ、定メテ異人ノ導キヲシテ王様ニ筒先ヲ向ルテアラフ。

此時、重次郎云、滅相ナ左様ナ王様ニ筒先ヲ向ルヤウナコ、ロテハ御座ラス。成程、夫ナレハ王様ノ御味方ヲ申シテ異人共ヲ鑿シニスル心得カ、若異人ニ刃向フト、例ノ仮ノ君ヲ助ケテ真ノ天主ニナセ手向ヒスルト異人カ云々時何トスル。

重次郎、暫ク思案シテ、矢張王様ノ御味方ヲ申マス。

偕々感心、夫テコソ日本ニ生レタ人間チヤ。唯今ノ一言テ最早ヤソナタノ心中ハヨク聞ヘタ、云何ニモ王様カ大切チヤアナ。

左様テ御座リマス。

夫程大切ニスル王様ノ御嫌ヒナサル、邪宗門ヲナセ信スル。王様ノ勅命トアレハ御大名テモ一言ナシ御請ナサレル。夫ニ其方達ハ其嫌ノ邪宗門ヲツノリ、日本六十餘州津々浦々ニ至ルマテ切支丹邪宗門ハ堅ク禁制トアル御高札カ掛ラセラレテアル。是ハ日本ノ御政事ニ障ルヘキ訳カアレハ社、左様ニ御嫌ヒナサレルノチヤ。夫ヲ王様ノ御意カ大切ナト申シテ居乍ラ、其宗門ヲ信スルハ云何ナ事チヤ。

重次郎云ク、未來ノ天主ニ誓ヲ立マシタ上ハ手向モナリマセヌ。此世ノ天子様ノ御仰ニモ背カレマセヌ。故ニ大切ナ命ヲ指上マシテ、御断ヲ申上ルノテ御座ル。

夫、ソレカ王命ニ背クト云モノ。両方ヘ義理カカ、ル故ニ一命ヲ指出シテ御託ヲ申スト云カ。夫テハ天子カ異人ノ為ニ責ラレテ、其方達ニ、サア鉄砲ヲ持テ軍サニ出ヨト仰ラレタ時、夫カイヤチヤテ一命ヲ指出スノハ、ヤハリ異国人ノ味方ト云モノチヤ。

重次郎等曰ク、私共ノ宗門切支丹ニテハ、軍セヌ約束テ御座リマス。

成程、其方ハセナイカ、天子カ軍ヲ遊ハス時ニハ云何カスルト云事チヤ。

暫ク思案シテ一同ニ、私共ハ一途ニ未來ノ天主様カ大事チヤト心得オリマス。

成程、夫カ外ノ道ヲ聞カヌカラノ事チヤ。父子戒ノ下ナトテハ此世ノ親ハ仮ノ親、天主カ真ノ親チヤ扨ト信シテオルカ道ヲ知ラヌノシヤ。昔シ周ノ文王ノ時代ニ、子カ親ヲ殺シテ罪ノ御糺ニ逢タ時、己カ親ヲ、オレカ殺スニ何ノ罪カアルモノチヤ、〔他〕人ノ親ヲ殺シテコソ罪ニモナレ、己カ親カ邪魔ニナルカラ殺シタノチヤト云タ。是カ孝ノ道ヲシラヌカラシヤ。ソコテ文王ト云カ御慈悲ナ王様テ、可愛ヤ、アレハ愚人テ道ヲ知ラヌノチヤト有テ、牢舎ヲ仰セテラレテ、学者ヲ牢ノ中ヘ通ハシテ忠孝ノ道ヲ教ヘテヤレト仰ラレタ。一年計モ其講釈ヲ聞タレハ、偕々申訳モナイ、

大恩受タ親ヲ殺シタ罪ハ首也ト形也ト切割テ其罪ヲ償タイト願フテ出タ。コレカ、道ヲ知タト云モノチヤ。其方達モ今、其邪宗ヲ信スルハ、一往道理カアレハコソ信スレ、併シ乍ラヨクヨク是カラ道ヲ聞クト、自ラ邪正ト云コトカワカル。夫故ニ今、佛道ノ道モ設テ聞サネハナラヌケレトモ、先、人間ノ心得カラ會得ヲセネハナラス。

一同云ク、左様テ御座リマス。親ヲ龜末ニスル機〔氣〕ハ御座ラス。親カ此教ヲ信シテオリマス故ニ、私モ諸共ニ此道ヲ信シマスノカ孝行チヤト心得テオリマス。

夫カラカ了簡違イチヤ。子ノ難儀ヲスルヲ見テ喜フ親ハナイ。親ノ辛勞スルヲ見テ樂ム子ハナイ。親子諸共ニ現在難義ヲシテ居ルナレハ、親ハ子ヲ勸メ子ハ親ヲ勸メテナリトモ其身ノ安穩ナル様ニセネハナラス。夫レカ孝行ノ道チヤ。我身ヲソコナハヌカ親ヘノ孝行、我身ノ出世カ親ノ無跡ヘノ孝行チヤト教ヘルノカ真ノ道ト云モノチヤ。夫ヲ親子諸共難義ナ身ニナリテ居ルハ、トチラモ道カナヒト云モノチヤ。誠孝ナラハ、タトヒ我身ハイカ様ニナリテモ、親丈ハ自由ナ身ニシテ進セ度ト思フカ孝チヤ。

偕、天主教テハ、未來ノ天堂、地獄ノ有形ヲ、現在見セテ信仰サセル。アレカミナ妖術魔法ト云モノチヤ。未來カ見ヘル位ナラ此世ノ事ハ猶見ヘネハナラス。五年十年先ニ、ヨモヤ加賀ノ谷間ニコモルト云事ハ見ヘンタテ有フ。夫カ又見ヘル位ナラ、其法ハ信セハセマイ。シテ見レハ、天堂ヲ見タハ夫ハ魔術ノカラクリチヤ。丁度子供ニゾキヲ見セル様ナモノチヤ。江戸カミヘルノ、京カミヘルト云モ、真ノ京ヤ江戸シヤナイ、皆贗物チヤ。

又、此世ノ果報カ十分チヤト教ヘテ有フ。貧ナルモノハ福德ヲ得、病ノアル者ハ達者ニナリ、命ノ短モノハ長命ヲスルト教ヘルカ耶穌チヤ。夫ニ皆喰付ノチヤ。今、不自由ニハナイカ、寒フハナイカ、今カ教ノ通り十分ナ果報カナイナラ、未來ノ天堂ヘ生レルト云モウソチヤ。

教ハニ合マイカ、今又、私カ教ヘル念仏ノ法ハ、現在爰テ明日トモ云ハヌ利益ヲ現シテミセル。サア一言、其方只今迄心得違ヒヲ致シマシタ、是ヨリ改宗致シ、其公〔法?〕門ニ入りマスト云テ見ヨ。只今爰テ御締所ヲホドカレ、寒ケレハ着物ヲ、ヒモジケレハ飯、取屋敷モヤラフ、家モヤロフ、商賈ノ本手モヤラフ、其身限りテ

ナイ子ヤ孫ノ末々迄モ家ノ系図ヲ継セテヤロフ。サア一言云テ見ヨ、忽チ利益カ現レル。

重次郎云ク、只今改宗致シマス程ナラ国元ニ於テ改宗ヲ致シマスル、云云。

イヤ、過而則勿憚改テヤ。道理カ分リ理屈ノ聞ヘタ時ハ、アヤマルノカ本真ノ過ヲ改ルト云モノ。国テハ未タ此道ヲ聞カヌモノ故ニ、アヤマラヌモ道理。今己カ云コトカ分レハ直ニソレカ過ヲ改ルト云モノ。朝聞道夕ニ死ストモ可也ト云テ、一度道理ノ聞ヘタ時、偕ハサウシヤト心得タノカ早、道ニ叶フタノチヤ。其場テ死テモ一生道ヲ守テ死ヌルト同シ事チヤ。乍併、其方達ノ心テハ、改宗サセスニ此儘テ於〔置〕テ下サルレハ、タトヒ此世テ出アルキハセヌトモ死テ天堂ニサヘ生ルレハ本望チヤト思フテ有フ。夫カ了簡違ヒト云モノチヤ。畜生テサヘ牛ヤ馬ハ重荷ヲ負テ人ノ助ヲスル。猫ハ鼠ヲ取テ人ノ為ヲスル、鶏ハ時ヲ告テ人ノ助ヲナシ犬ハ夜ヲ守テ盗人ノ番ヲスル。夫々ニ鳥類畜類サヘ人ノ用ヲナスニ、萬物ノ長タル人間カ手ヲツクネテ死スルヲ待チ、剩ヘ御国ノ物ヲ喰費シ、セメテ塵ヲ結ンテモ恩ヲ報シ、土ヲクジリテモ御恩ヲ報シタヒトコソ思ヒソフナ事チヤ。

尔シ其方達ハ、此儘テ改宗セスト用フテ下サレル事ナラハ何事也トモ御奉公ヲ勤メルト云テ有フカナレト、ソフハユカヌ。ナセナレハ、膝ノ上テ撫サスリヲスル猫ノ子テモ蛇ヤ百足ヲクハエテ来レハ、頭ヲ叩キ耳ヲフキ其蛇ヤ蜈ヲ離ヌ間ハ、家カサハキ回ル。猫ノ心テハ、イツモ撫擦リヲシテ可愛カルノニ、今日ニ限リテ叩ト云ハ合点ノユカヌ事チヤト思デ有フケレト、蛇サヘ離セハ元ノ膝ノ上チヤ。其方達モ、邪宗ノ蛇ヲ離サヌ間ハ、カノ締處ハ出ラレヌ。己ノ教諭カ耳ニ入り改宗ヲスルコ、ロニナレハ、忽チ膝ノ上ノ猫ノ子チヤ。直（アツハ）レ御国ノ百姓ニ育テ上タイトアル上ノ思召チヤ。篤ト今處ヲ会得スルカヨイ。

今、締處ヘ戻ツテモ、仲間同志カ相談シテハ夜カアケヌ。心ト相談ヲ、篤ト相談ヲセネハナラヌ事チヤ。何レ此上ハ我浄土真宗ノ宗義モ聞セネハナラヌケレト、追々其辺ハ座ヲ重ネテ説デアラフ。今日ハ時刻モ移ル故、先。」（一一〜二〇頁）

### ③明治三年正月十八日

「先般、異宗之徒教諭方盡力可仕旨被仰渡、奉得其意候。就夫、拙僧同派之内、戮力致者無御座候而者行届兼候。組合并前両三人、別紙御達申上候名前之者、顔役戮

力仕り様、被仰渡候様奉願上候。此段御聞届可被成下候。以上。

正月十八日 三ヶ寺宛

西源寺

〔上欄外〕 常福寺致風

円長寺

永順寺 舜台

超願寺

〔二六頁〕

### ④明治三年正月廿日

〔第二云〕 □治午正月廿日

教諭 法城〔白華〕 副 西勝寺

執筆 圓長寺 超願寺

何レモ初テ対面ニ及フ。今度、異宗徒教諭被仰附タ事チヤカ、元来其方達ハ、若、天正慶長ノ折柄、太閤様ヤ権現ノ時ナレハ、嚴科ニ處セラレ、首ト形ト離レルノシヤカ、今ノ天子様ハ一日萬機ヲ親クナサセラレ、御仁恤ノ叡慮ヨリ、御当藩へ御預ケ、御当藩ノ知事様ニハ其思召ヲ受サセラレテ、御国用御多端ノ中カラ、己ハ神儒佛ノ大道ニ暗ヒカラ悪疑ニナリテオル、ソコヲ教諭セヨトアル御慈悲チヤ。人ニ難在御国恩ノ程ヲ知ラレルヤウ。

偕、異宗徒邪教ト云ハ第一ノ御制禁テ、徳川氏ノ御政ヲ預ラレタ時ヨリ御法度テ、今度王朝ニナリテハ、イヨ、御制禁チヤ。ナセト云ヘハ、日本ノ神孫カ天主ヤナンソノ末テハナイ。御系図カ正シフテ、其方カ云フ天主ハ開闢ト云テ世界ヲ作ツタハ七千年ト云カ、夫ハ日本テハ鵜萱フキ不合ノ尊ノ御時テ、地神ノ五代目、夫ヨリ前二百三十八年ノ先ニ日本カアル。コノ相違ハ何ト心得ヘル。

武重云、切支丹宗ニハ六千年ト云マス。

夫テハ、弥新シイ。六千年余リ七千年不足ト書テアル。元来、宗名ハ何チヤ。

武重云、切支丹宗ト云云。

先、人々ノ手本カ聞タヒ。其方ハ何ト云。——此時紛々トシテアリ、依テ首座ヲ指シ尋ヌ。何ノ宗旨テ、何ト云名テ、何ノ處テ、元ノ御領主ハ

金作云、私モ元ハ浄土宗テ正徳寺（注一）且中、浦上村ト云テ肥前ノ国、御領主ハ長崎ノ御代官處。昔ヨリ密ニ切支丹ヲ祭リテ御制禁ノ節ハ天照皇太神宮ト

云テオリマシタ。深ヒコトハシリマセヌ。五年前カラ表向ニシマシタ。一昨年ノ騷動ノ時、寺證状ヲ指出セハ御免故、直ニ寺ニ行マシタカ渡サレマセヌ。其内御締カ付テ簡様ニナリマシタ。唯今モ御聞セノ通り、掟ニ背キマシタハ悪フコサリマス。只今未来カ機〔氣?〕ニカ、リマシタ故ノコトテコサリマス。未来ノ事ハ、佛法ノ通〔道〕カアル。天子ノ仰セニ背ケハ忠ノ立ヌ、天子ハ大君シヤ。切支丹ニナレハ先祖ノ祭カタヘル、不孝ト云モノチヤ。不孝不忠テ未来ノヨイ筈ハナイ。ナセニ三道ノ大道ニ迷フテ邪ノ道ニ行事チヤ。

甚吉、甚三郎、平蔵、峰八、多分同意テ、此五人ハ改心シマス。何卒誠御慈悲テ教ヘテ下サレヤ。三人〔注2〕トハ、元カラ少々違マスト云云。

夫ナレハ、五人ハ改心ニ違ハヌカ。夫事ナレハ跡跡御教誡ヲ加ヘ、衣食住モ弥安穩ニ相成ヤウ願フテヤルソ。

五人、一同ニ頓首ス。愉々快々〔二二頁〕

〔注1〕正しくは、「聖徳寺」(現・長崎市銭座町)

〔注2〕同席の藤平次、武重、源〔弥?〕左衛門の三人を指すと思われる。

⑤ 正月廿日調理 教諭 第二会

西勝寺 西源寺 本誓寺 致風 圓長寺 舜台 超願寺

出役 撫育掛 米林乾吉郎 書記 中村銀次郎 同 上田甚五郎

谷友次郎 越中屋喜兵衛 吉郎兵衛

異宗徒 藤平次 武重 源〔弥?〕左衛門

改心之徒 金作 甚三郎 平蔵 甚吉 峰八〔二八頁〕

〔注〕「藤平次」塔尾村、家頭、午59歳。妻コマ55歳。娘ミヨ24歳。

せがれ政太郎は、到着直後に死亡

(明治三年一月五日、『御手留抄』)

〔武重〕 浦中野村、家頭、午28歳。妻カナ31歳。

〔弥左衛門〕 橋口村、家頭、午51歳。伴夫婦。孫など。

〔金作〕 中尾村、□□、午□歳、

〔平蔵〕 岡村、家頭、一伴・仙四郎24歳、嫁ツイ21歳は不改心。

〔峰八〕 大坪村、 午□歳、

〔甚三郎〕 —〔明治6年名簿に同名四人。森山推定○印〕—

浦中野村、家頭、午22歳。姉キサ26歳。

○?浦中野村、家頭、午30歳。妻シカ33歳。娘モト7歳。

大坪村、 午18歳、家頭利三郎の次男。

大坪村、 午24歳、家頭徳蔵の伴。妻トメ24歳。

〔甚吉〕 —〔明治6年名簿に同名三人。森山推定○印〕—

○?浦中野村、家頭、午55歳。妻トヒ53歳。伴夫婦。三男。

大坪村、 午13歳、家頭徳蔵の次男(甚三郎の弟)。

打越村、 午30歳、家頭ツイ59歳の次男。

(注の注)このうち、改心者の平蔵と峰八は、明治五年九月十二日、他の二十人とともに解放・帰途。同じく改心者の金作は、明治六年二月二十日解放され帰途につく。甚三郎(浦中野村) —二人のうち、いずれかは、いったん改心したものの、改心戻しをして残ったとも推測される。

⑥ 明治三年正月廿三日〜廿四日(二二頁)

明治三年庚午正月廿四日 瑞泉寺殿到来 本廣、傳封

松任 本誓寺

右之者、異宗教諭人、当町西勝寺同道、同寺学所ニ罷出種々教諭いたし、説得方頗懇教ニ而、既ニ改宗いたし候者も有之、就而者、右教授方為主附申度儀、藩廳ニ相達候處、則御聞届ニて、同寺ニ可申渡旨、被仰渡候條、此段同寺ニ御申渡之様致度候。以上。

午正月廿三日 奥村 大属

清水 大属 殿

右之通申来候條、本人之趣申渡相済候ハハ可被相返候。以上。

午正月廿三日 清水 大属

瑞泉寺 等

御手前義、異宗之者教諭方主附可申渡旨、別紙写ノ通申来候條、被得其意請書可被指出候。以上。 午正月廿三日 瑞泉寺

本誓寺

右、御書渡褒意優渥、只一時僥倖、雖不当其任、私心不可不慎發矣」(二二)三頁)

⑦明治三年六月か

「今般、異宗之徒五百有餘人教諭被仰渡候二付、拮据尽力教諭を加、天下之大道を知らしめ候處、既二半々〔年?〕至り、其内漸々以佛徳二帰し、改心悔悟仕候族三拾有、人有之候二付、其段御役局相達、当九日、西源寺二於而、悔悟之者更二呼立、今度御本殿以彼徒御指下之御本尊前二て確證取受、数珠区別二相渡、而して読経暨法話拝聴為致申候。且彼徒花押印章等、相心得候者無御座候二付、則確證為遂爪判申候間、別紙確證并二拙寺共、只今御達申候連印之書附を以、直様御本殿宜御取成御達被下候様仕度、猶餘徒追々説諭を加、更二悔悟之者、其時二御達可申候。以上。

本誓寺	嚴	護	〔花押〕
常福寺	致	風	〔花押〕
圓長寺	黙	天	〔花押〕
永順寺	舜	台	〔花押〕
超願寺	学	暢	〔花押〕
西源寺	枯	鏡	

〔(五一)〜(五二頁)〕

(注) 専光寺・善福寺・瑞泉寺の三寺は、東派の触頭。

⑧明治三年六月

「改心確證一札之事

一

御国恩を忘却仕是迄御大切之御制禁を破り

切支丹邪宗門帰依仕候二付、今般

私共儀

御当藩御預二相成、段々御慈悲憫之以

思召御教諭被成下候處、何共無申訳次第、改心悔悟仕候儀相違無御座、然上者以來子々孫々二至迄、再ひ邪宗門帰依仕間敷候。右様悔悟仕候上者、重而切支丹二染候共、彼宗十誠之内二も不可破忘證戒と御座候得者、無益之信仰二相成候故、再帰入仕候義者決而無御座候。尤是迄帰依仕候十字架絵踏被仰附候共、毛頭不苦奉存候。依之以來、浄土真宗之御化導厚奉信仰候間、何卒右御宗門之御本尊等安置仕置奉願上候。萬一前件申上候通り相違仕候二於而者  
皇国神明之蒙現罰、永世佛陀之冥助二洩、未来地獄二墮在可仕候。依而、誓状如件。

明治三年六月九日 肥前国浦上村中ノ郷 〔(七一)〜(七三頁)〕

⑨明治三年十月

「五百疋 覚

一 五百疋 本誓寺

右、先頃以来、異宗之徒教諭方申付置候處、数十人為致改心勤勞之至二候。依之如此與之候條可申渡候也

庚十月十四日 本誓寺

御用之儀有之候条、至急可有出頭候也

庚十月十五日 民政所

本誓寺

右、先達而より異宗徒教諭方申渡置候得共、今般右教諭方、開業方役人申渡候二付、可及其義候事

庚十月十五日 民政所 朱印

右、信誠寺大宝庵、民政所代僧相勤候處、被相渡候也」(六四)〜(六五頁)  
(注) 「信誠寺」は、松任にあり、本誓寺の下寺。

〔参考二〕明治三年九月、金沢藩「民政所」内に「開業方」を設置。

○「今般、民政所内に於て開業方役所相立、開墾・種芸・牧畜・鉞礦等、惣而通國之公益を起す事、或は道路之迂曲を直にして通行を弁にし、或は水理を開て運送を弁にし、或は器械を製造して物品を多くし、或は破産衰業の者を教導して産業に附しめ、其他、撫育人・異宗門の者・徒刑之者、教導使役する事を分課仕候。依而、右事務に關係したる事、并未發之事業・開拓ケ所等、存意之旨も有之候者、誰々に限らず、或は書取、或は口達にて、右役所<sup>え</sup>心附候様、御管内<sup>え</sup>御布告御座候様奉存候。以上。／庚九月 民政所」〔「触留」』『加賀藩史料』藩末篇・下、一二二七頁。句読点は適宜に追加。〕

〔注〕この月、郡治・市政・租税の三局を「民政所」に併合。会計・商法の二局を合併して「会計所」と改称。なお同年閏十月三日、諸所・諸局・諸方の名称を廢止して、某掛と改める。さらに、同月十四日、民政掛を廢止して、藩庁の取捌とする。そして「開業掛」は「租税掛」に吸収。

〔参考二〕明治四年六月十三日、卯辰山に人氣を集めるため、「庭花火」を営むことを許す。

○「卯辰山、近頃に至り人來も薄く相成、其上、芝居小屋も御引下げに相成、同所に渡世罷在候者、活計に取離れ、難澁仕候に付、為客來庭花火相當度旨、同所四ツ屋与右衛門等より願聞候。遂詮議承届、風筋・家建有之方へ向候様之ケ所相省、取扱可申様夫々申渡候。」〔「御手留」』『加賀藩史料』藩末篇・下、一三六四頁〕

〔史料三〕御預キリシタンに関する金沢県・石川県の経費負担についての記事

①明治四年會計〔「石川県史料」第四卷、二六一～二六二頁〕

―「諸係、辛未十二月壬申正月兩月ノ定費ヲ予算スル左ノ如シ」のうち―

- 一 貳百九拾石、六万百五拾貫文 勸業係
- 内 百五拾石、四千百五拾貫文 撫育所入費
- 外 七千五百貫文 同所 藥代等
- 百貳拾石、八千貫文 異宗門徒入費
- 外 六千貫文 同 藥代等

②明治五年會計（同、第四卷、二六四～二六五頁）

―「辛未十月ヨリ壬申九月迄入用米金凡積」のうち―

〔七百四拾石 御預異宗門ノ徒飯料凡四百九十五人積〕（二六四頁）  
〔四千九百三拾兩 御預異宗門ノ徒諸入費金四百九十五人積〕（二六五頁）

③明治六年會計（二七四頁）

〔二月十二日大藏省令アリ曰ク……異宗徒及徒刑場ニ属スル小使等ノ諸費ハ別ニ下渡スヘシト〕

―「各局小使等給料凡積」のうち―

〔拾壹円貳拾五錢 異宗徒掛締役三人 日給十二錢五厘宛

七円五拾錢 同所小使二人 日給右同断〕（二七四頁）

明治六年（二七八頁）

―「本年一月ヨリ十二月ニ至ル諸費概算」のうち―

〔一 米 七百四拾九石 御預人飯米

積置申候 此代金二千九十七円二十錢 下米買上時相場壹石ニ付凡金二円八十錢ヲ以

是ハ異宗門ノ徒四百五十八人内二百六十一人ハ一日玄米五合宛、百六十九人ハ玄米四合宛、二十八人ハ玄米二合五勺宛、日数三百六十五日分、尤先伺旧曆日数三百五十五日ノ目的ヲ以米七百二十八石凡積申上候処、石代積ヲ以可申立旨御指

令ニ付、本文ノ通取積候 一金 三千九百六円 同断諸費

是ハ右四百五十八人中、両度古衣一枚ツ、并夜具大破ノ分取替其他菜塩薪油代小屋長役給及居小屋修繕料共平均一日一人金二錢二厘宛、外締役人小仕二人給料共、日数三百六十五日分

内

- 金三千五百七十七円
- 是ハ先伺旧曆日数三百五十五日ノ目的ヲ以凡積申立御指令済ノ分
- 金三百貳拾九円

是ハ陽曆日数ヲ以相積候増高并右伺後取締役小仕給料置金ノ内組込可申旨御指令ノ分（二七八～二七九頁）

―「明治六年十一月廿五日大蔵省本年第六十号布達ニ基キ本年一月ヨリ十月ニ至ル経費及ヒ十一月十二兩月分経費概算書ヲ同省へ進達スル左ノ如シ」のうち―

〔金千六百四十七錢四厘 御預異宗徒諸費〕（二八四頁）

〔金四百零四拾七錢四厘 異宗徒婦邑其外宿村送諸費〕（二八五頁）

〔参考〕（戸口）『石川県史料』第二卷

○明治四年「此歳金沢県管内ノ戸籍ヲ総計スル左ノ如シ」

卯辰山撫育所（貧院ノ名）入 千四百五十人

異宗徒 四百六十六人

（異宗徒ハ明治二年太政官命アリ凡五百二十四人ヲ旧金沢藩へ責附セラ

ル事刑賞付録ニ詳ナリ）（二二四頁）

（注）「刑賞付録」（『石川県史料』第一卷）は、前稿に紹介済み。

○明治五年

「是歳八月以降異宗徒悔悟ノモノ三十二人ヲ長崎県へ還附ス」（二二八頁）。

○明治六年二月

「是月以降異宗徒悔悟ノモノ四百八十一人ヲ長崎県へ還附ス」（二二九頁）

○明治七年

「是歳異宗徒曾テ犯罪アツテ懲役ニ処ル者三人ヲ長崎県ニ還ス」（一三二頁）

〔補記〕金沢名物「どじょうの蒲焼」起源説―早期の記事―

①一九二五年

「…（肥前国浦上村の基督教の）宗徒の内男女五百余名を金沢藩に預けられた湯屋などに仮りに置き一向宗西派の西勝寺住職西野某は教導のため宗徒に説教してゐた、また宗徒は草履を作り又は鱈の蒲焼を市中に売り歩いてゐた。

今、市中に鱈の蒲焼の行はるはこれを嚙矢とする。」（和田文次郎『金沢叢語』、加越能史談会、大正十四年刊。上六一頁）

②一九三〇年

「…明治二年（一八六九年）十二月（注1）、長崎浦上村から送られ、向山に幽閉せられて、屈辱と貧苦との数年を過した五百五十六名のキリシタン宗の者のあつた事である。その中、百九人は死亡して向山の墓地（注2）に葬られてゐる。金沢古老の語るところによれば、彼等は最初七尾の方から雪の上を櫓に乗せられ、菰を被り、惨めな姿をして曳かれて来たといふ（注3）。されば彼等は海路七尾港へ運ばれたものであらうか。雪知らぬ長崎から来て、始めて白皚々たる雪の光景を見た時、どんなにか驚いた事であらう。後、禁令が寛くなつてからは、市中に鱈を売つて生活の資料にしていゐたが、六年の四月から五月中に帰村を許された。（金沢古老談については池上鋼他郎氏の調査による）」（『金沢日本基督教五十年史』（昭和五年九月刊。八〇九頁）（注1）和暦明治二年十二月は、正しくは西暦一八七〇年一月である。（注2）「向山の墓地」とは、どこを指すのか不明。現在、埋葬地調査中。（注3）金沢への第二陣（四百十一名）の人々を見聞したものである。

〔史料四〕「富山事件備忘録」より。―松本白華『備忘録』（『明治仏教全集』第八卷）

○「異教徒ノ始末」

「昨年〔明治三年〕正月、富山著四拾貳人、當分、合田村・経力村湯元ニ被差置、四月ニ至リ教諭方之義有之ニ付、右四拾貳人貳拾九ヶ寺へ御預ニテ、教諭方御願ニ相成候。但シ七歳已下之向者、親と一統御預、十五歳以上ノ向ハ、咽輪ヲ懸ケ御預也。又七歳以下者、異国米ヲ以テ、日ニ四合ヅ、飯米トシテ御渡方有之候也。又預り寺ノ心得方ハ、奴僕同様使方勝手次第、門外之用事申付候義不相成候事。

右ニ付、尽力教諭仕リ、追々令改心、未改心之者ハ漸ク五人ニ相成候。其余ハ右徒ノ骨張タル十次郎〔重次郎〕始メ改心仕リ、天恩ヲ弁へ仏拝称名ハ勿論、親先祖ノ恩迄モ了知仕リ、真実良民ニ復シ、□王化ヲ奉仰居候。

然處、合併被仰付候同時、彼等モ寺庵同様、合併所え同居被仰付。又其後、婦女子寺参り御取調べ、但シ鑒察方使部拾人ヅ、出張ニテ、参詣ノ婦人ヲ帳

記致候事ニ相成。又其後、改葬トテ、親先祖ノ遺骨ヲ掘出シ山エ送ル。但シ従前ノ石碑等相建候義者不相成候トノ事也。依之、右骨ヲ掘出シ候體ハ、見聞ニ忍ビザル次第ナリ。右等ノ事件ニ付、異宗改心ノ徒モ愈、仏法御取潰ト存込候故、此上ハ僧徒ノ教育信用仕兼候旨、右異宗ノ徒モ申立候ニ付、此段建言仕置候處、何等ノ御沙汰モ無之ニ付、御催促申上候ニハ、是非御役座ヨリ右徒共へ、御仏(仏法?)御取潰ニテハ無之旨、猶、僧徒ノ教育信用可致ト、急度被仰渡申上候。尤、先達ツルーフ巡見ノ前、廣(權?)大属堀殿、右徒ヲ見聞〔檢分?〕ニ越サレ候節、右ノ趣、彼徒共へ被申聞之筈ニ候處、右見分ノ節、十次郎〔重次郎〕等ヨリ元宗旨ニ致シ被下度旨願出候由ニ候。依之、右申渡ノ義ハ、何分ツルーフ巡見後迄見合置可申との旨、拙寺共へ御返事也。

- 一、ツルーフ巡見後ニ到候へ共、今以、申渡無之。
  - 一、ツルーフ著藩前ニ、右徒共住所へ、疊等敷揃へ困方出来也。
  - 一、ツルーフ出藩後、夜具且鍋釜百餘品、異宗徒え御下渡ニ相成候。
  - 一、右夜具等御渡之節、社寺方役人え、右異宗改心之徒ノ内、十次郎等申上候者、仏法御取潰ニテハ無之旨、御役座ヨリ御申聞可被下願出置候得共、何ノ御沙汰モ無御座候ニ付、後生ノ大事故、此上者、最早、元宗切支丹ニ相成居也。已ニ昨年来、改心仕リ、仏法信仰仕候得共、此頃迄之御次第柄ニ付、元宗ニ相成申候と申上候。(四九五〜四九六頁)
- (注) 富山における流配キリシタンについては、すでに史料発掘と研究の蓄積がある。前稿参照。ただし、『大日本外交文書』の利用は不十分。

〔追記〕

○成稿後に、池上鋼他郎著『加賀・河北の史的文化と地的景観』(私刊。昭和七年七月)に、「……長崎浦上なる基督者が明治二年金沢に預けられ五百有余名卯辰山カンヘイ塚背後長嶺に留置した、同六年帰国を許され其後一族来り墓を作つたものが残つてゐる、……」(二〇一頁)という注目すべき記述のあるのを見いだしたが、史実かどうか未確認である。

〔訂正〕 森山、前稿の十八頁上段訂正。この表が正しい(下線部分)。

○明治6年3月15日現在(『公文録』) —旧大聖寺藩から移された人数を含む—

村名	家数	人数	〔うち乳幼児(明治5年申込歳~申三歳)〕
上原村	12	42	〔 1 〕
大坪村	8	34	〔 3 〕
浦中野村	25	102	〔13 〕
浄福村	14	50※	〔 5 〕
高野村	6	33	〔 4 〕
打越村	18	76	〔 4 〕
塔尾村	6	20	〔 1 〕
中尾村	9	34	〔 4 〕
中之辻村	5	16	〔 1 〕
華下村	2	6	〔 0 〕
横丁村	3	14	〔 2 〕
岡村	3	10	〔 1 〕
林之内	3	14	〔 1 〕
橋口村	7	30	〔 2 〕
計	14村	121	481※〔 42 〕

(注) 出生55人とあるが、この差—死亡?

(うち男241) ※佐之助を含む  
(うち女240)

◇当初の人数に含まれていない佐之助を除くと、残り人数は480人

